

犬・猫を飼っているみなさんへ 飼育マナーを守りましょう

●飼っている

犬や猫について

◎適切な飼育をしましょう

飼い犬や猫は適切な飼育によって、10年以上を共に過ごすことができます。
○首輪に名札を付けるなど、身元が分かるようにしましょう。

○繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術をしましょう。

○健康でいられるように、健康診断や感染症予防ワクチン接種をしましょう。

○飼育できない事情ができた場合は、引き取ってくれる人を探しましょう。

これらを守り、愛情をもって飼育しましょう。

◎愛玩動物(ペット)の

遺棄・虐待は犯罪です

○殺傷した場合：5年以下の懲役または500万円以下の罰金
○遺棄・虐待した場合：

1年以下の懲役または100万円以下の罰金

◎感染症を予防しましょう

新型コロナウイルスは人から犬や猫にも感染することが確認されているため、飼い主からペットに感染をさせないように、飼い主の日頃からの感染症予防対策が大切です。また、新型コロナウイルスがペットから人へ感染したことは確認されていませんが、他の動物由来の感染症予防も兼ねて、動物と接触した後は、手洗いや手指消毒を心掛けます。

○犬を散歩するときのマナーを守りましょう

犬の健康のために、日常的な散歩は大切なことです。

○リードで抑制して、他人の迷惑となる場所で排泄させないようにしましょう。

○飼い犬の糞は必ず持ち帰

り、尿は水で流しましょう。これらを守り、飼い主や近隣の人にとっても、気持ちのいいものにしましょう。

◎猫を室内で飼育しましょう

猫にとって家の外は、病気や交通事故などの危険が沢山あります。また、糞尿などで近隣とのトラブルの要因にもなります。室内で飼育することにより、そうした危険から猫を守り、近隣とのトラブルを避けることができます。

●飼いまいのない猫について

●餌を与える前に考えましょう

飼いまいのない猫がお腹を空かせているのを見かけて、餌を与えたくなくなることがありませんか？

動物の命は大切にしなければなりません。適切に餌を与えてあげることができなければ、周囲の人とのトラブルになったり、衛生

環境の悪化を招いたり、望まれない繁殖を繰り返して、結果的に可哀想な猫を増やしてしまうことになり得ます。

◎餌を与える場所は、周囲の人や場所の管理者から理解を得るようにしましょう。

○餌を与える時間を決めておき、食べきれぬ量を与えましょう。

○餌を置きっぱなしにしたり、ばらまいて置かないようにしましょう。

○餌の周囲に猫のトイレを置き、近隣や場所の管理者からの理解を得るようにしましょう。

○餌を与える場所は、清潔しきれいにしましょう。

○不妊去勢手術をしましょう。

これらを守り、人も猫も住みやすい地域になるようにしましょう。

◎飼いまいのない猫の不妊去勢手術について

猫は1年間で2〜3回出

産し、1回の出産で約3〜8匹の子猫を産み、生後約半年から子猫を生むことが出来るため、1年後には50匹以上に増えている可能性があります。

町では、公益財団法人どうぶつ基金が費用負担している「さくらねこ無料不妊手術事業」を活用し、町内のボランティア団体「奥多摩ねこねごと」と協働して、飼いまいのない猫に不妊去勢手術を実施しています。

お困りの方は、環境整備課へご連絡ください。

なお、「さくらねこ無料不妊手術事業」は、一般枠で個人の方も申し込みができます。

詳しくは、公益財団法人どうぶつ基金ホームページ (<https://www.doubutsukin.or.jp/>) をご覧ください。

※問い合わせは、環境整備課

☎ 83-2367